

ヘイトスピーチ解消法

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が平成 28 年 6 月 3 日に公布・施行されました。

この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、及び、国等の責務を明らかにするとともに、基本施策を定め、これを推進しようとするものです。

基本理念は何ですか

国民は、「本邦外出身者に対する差別的言動の解消の必要性に対する理解を深め、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」としています。

国の責務は何ですか

国は「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施する」としています。

地方公共団体の責務は何ですか

地方公共団体は「その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」としています。

基本的施策としては何をするのですか

国は「相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等を実施する」としています。

地方公共団体は「その地域の実情に応じた教育の充実等及び啓発活動等を実施するよう努める」としています。

「ヘイトスピーチ」を直訳すれば「憎悪の言動」らしい。そして、この「ヘイトスピーチ」が「不当な差別的言動」であることが法律で宣言されました。「法的に不当」とは、すなわち「不法」ということです。ならば、国民全てがこの不法行為をしてはいけないし、させてはいけない。このことを全ての人が認識しなければなりません。